

所得税負担のあり方について

関西大学経済学部教授 橋本恭之

1 村山税制改革の総括

景気対策と経済活性化の 2 つの目標

「活力ある福祉社会の実現を目指す視点に立ち、中堅所得層を中心とした税負担の累増感を緩和するため、所得税の税率構造の累進緩和等による負担軽減を行う」

表 1 村山税制改革のスケジュール

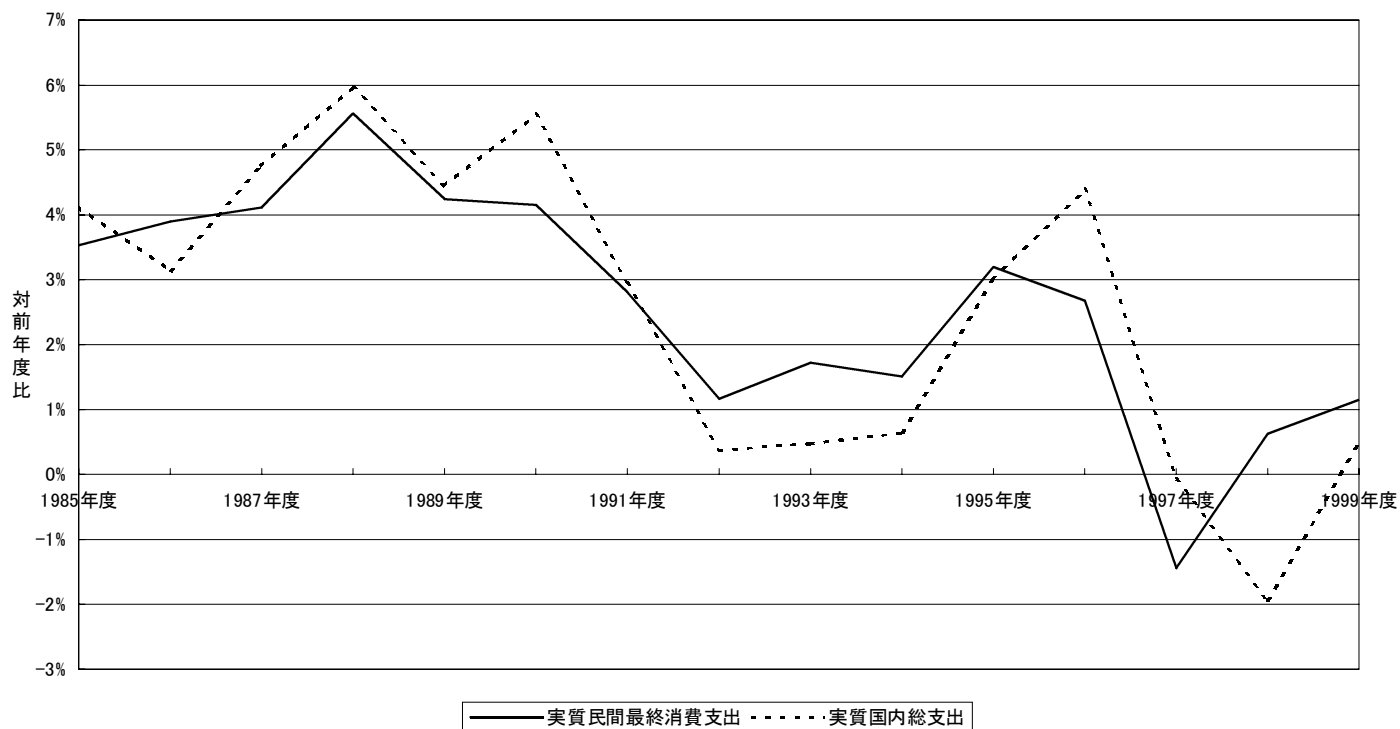
1994 年	特別減税
	所得税額の一律 20 % (200 万円を限度)
	住民税額の一律 20 % (20 万円を限度)
1995 年	制度減税 + 特別減税
	所得税額の一律 15 % (5 万円を限度)
	住民税額の一律 15 % (2 万円を限度)
1996 年	制度減税 + 特別減税
	所得税額の一律 15 % (5 万円を限度)
	住民税額の一律 15 % (2 万円を限度)
1997 年	制度減税 + 消費税税率引き上げ

表 2 村山税制改革における所得税・住民税改革の概要

	改革前		改革後	
	給与収入	控除率	給与収入	控除率
給与所得控除	165 万円以下	40 %	180 万円以下	40 %
	330 "	30	360 "	30
	600 "	20	660 "	20
	1,000 "	10	1,000 "	10
	1,000 万円超	5	1,000 "	5
所得控除 (所得税)	人的控除 各 35 万円		人的控除 各 38 万円	
所得控除 (個人住民税)	人的控除 各 31 万円		人的控除 各 33 万円	
税率表 (所得税)	課税所得	限界税率	課税所得	限界税率
	300 万円以下	10 %	330 万円以下	10 %
	600 "	20	900 "	20
	1,000 "	30	1,800 "	30
	2,000 "	40	3,000 "	40
	2,000 万円超	50	3,000 万円超	50
税率表 (個人住民税)	課税所得	限界税率	課税所得	限界税率
	160 万円以下	5 %	200 万円以下	5 %
	550 "	10	700 "	10
	550 万円超	15	700 万円超	15

(1) 景気対策としての実効性

図 1 家計最終消費支出と国内総支出の推移



出所：経済企画庁資料より作成。

1997年度における消費税率の5%への引き上げに伴い、消費支出が大きく低下

景気も悪化し、マイナス成長を記録

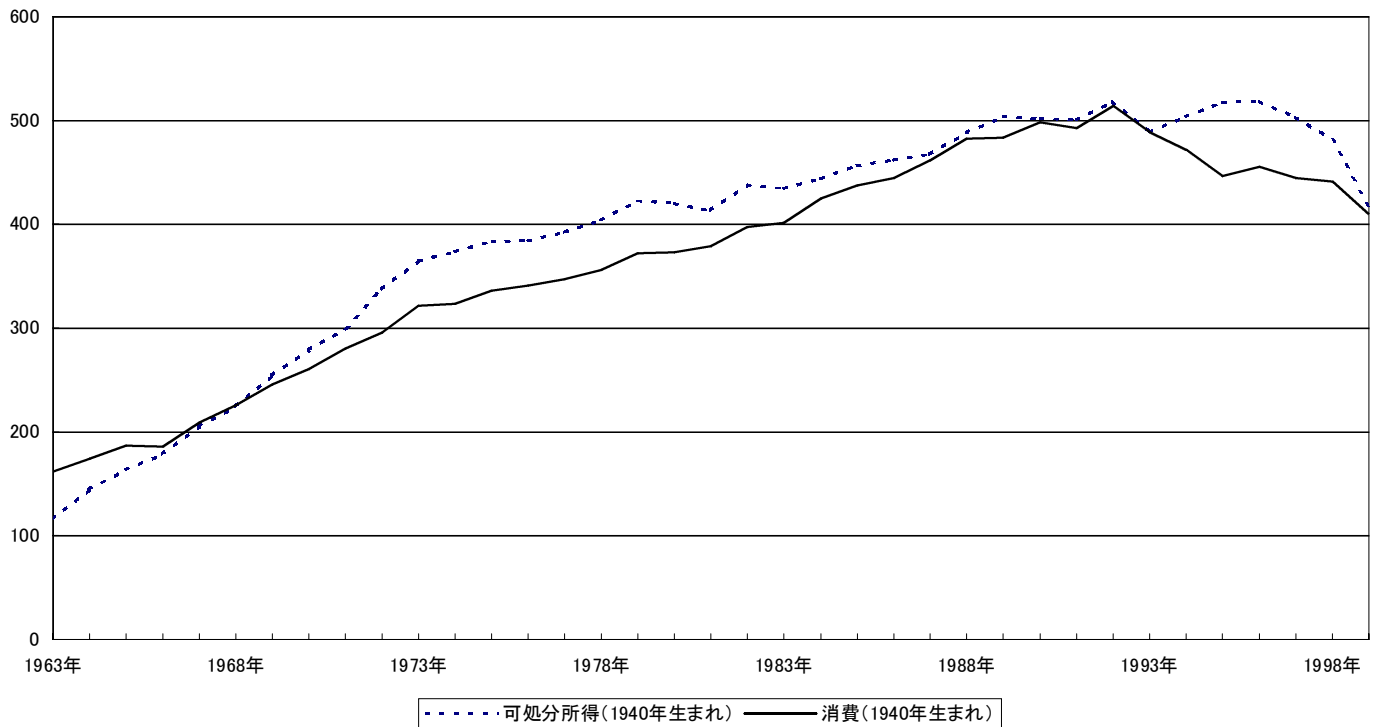
成長率は、消費が回復した1998年度においても、一層低下

村山税制改革による短期的な景気刺激策には、2つの問題点

- ・ライフサイクル仮説にもとづけば、短期的な減税政策は効果がない。
- ・税率表のフラット化による労働意欲の促進がおこなわれなかった。

(2) ライフサイクルの消費の変化

図 2 ライフサイクルの実質可処分所得と実質消費の推移 (1940 年生まれ)



出所：総務庁統計局編『家計調査年報』各年版より作成。

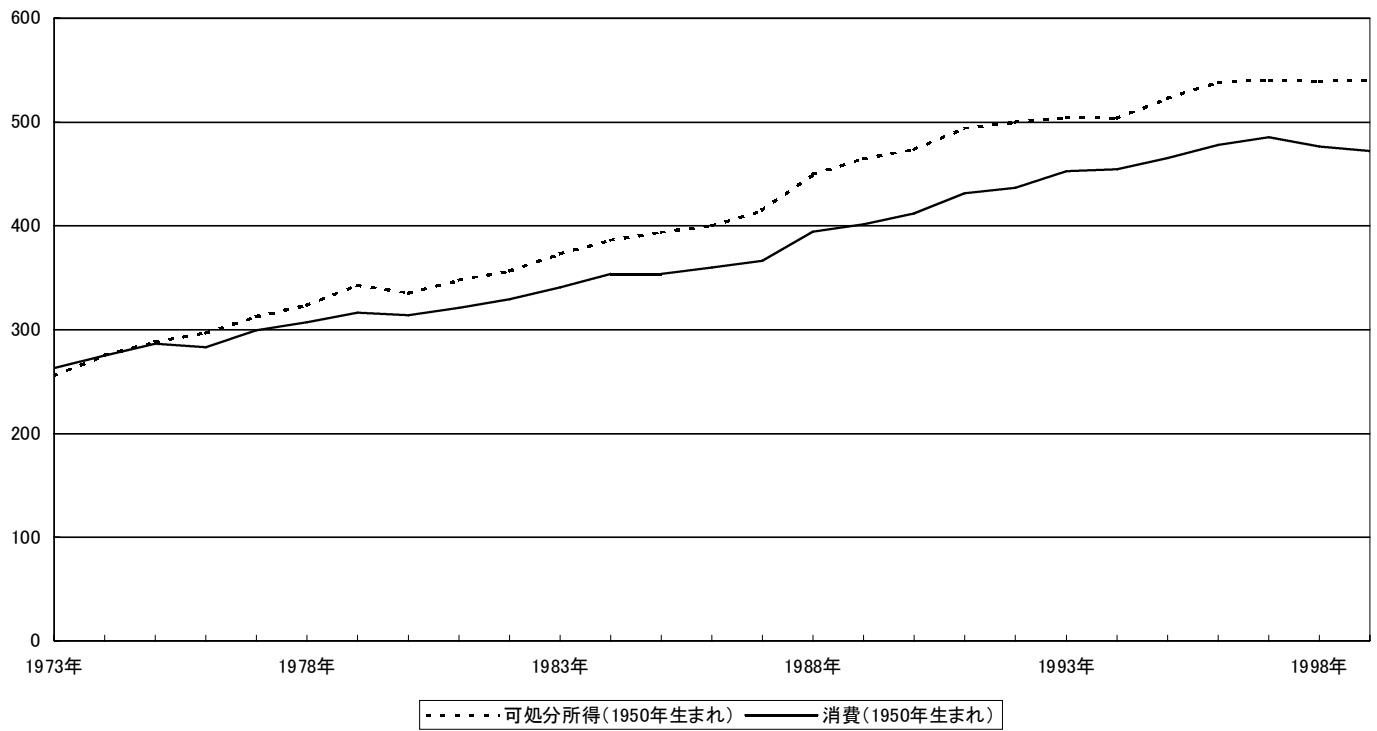
1940 年生まれの世代

1992 年をピークとして消費支出には明らかに低下傾向

子供の独立といったライフステージにおける変化がもたらしたものの。

1997 年の消費税率引き上げの影響は相対的には小さい。

図3 ライフサイクルを通じた実質可処分所得と実質消費支出の推移（1950年生まれ）

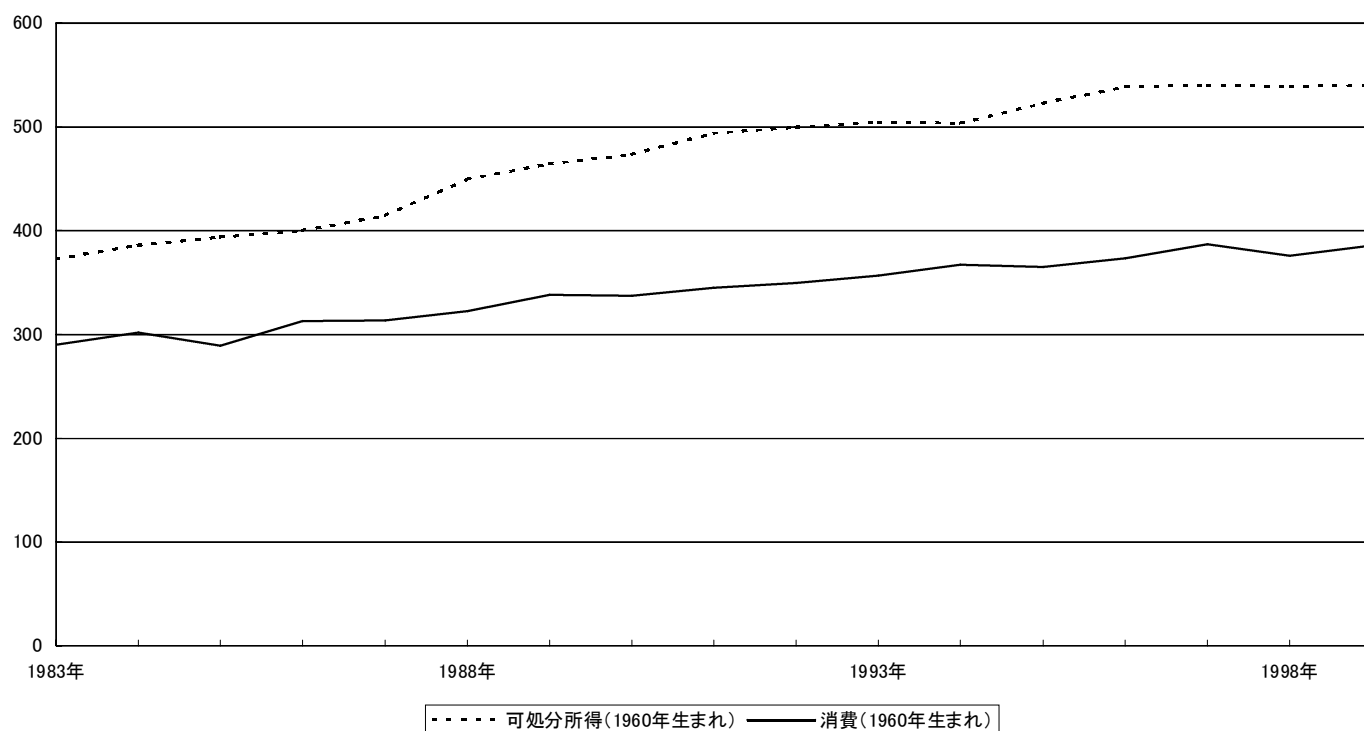


出所：総務庁統計局編『家計調査年報』各年版より作成。

1950年生まれの世代

1997年の実質消費は前年度よりも増大。

図4 ライフサイクルを通じた実質可処分所得と実質消費支出の推移（1960年生まれ）



出所：総務庁統計局編『家計調査年報』各年版より作成。

1960年生まれの世代

1997年の消費は増加し、その後は横這い

村山税制改革は家計の消費行動にはそれほどおおきな影響を与えていない。

マクロレベルでの消費支出の大幅な減少

『家計調査』では、独身世帯や農家世帯の消費支出が含まれていない、帰属家賃、海外での直接購入が含まれていない。SNAの民間最終消費支出は産業連関表、工業統計表、商業統計、通関統計といった生産側の情報を利用。

(3) 税率表のフラット化

表 3 所得税・住民税における実効限界税率の変化

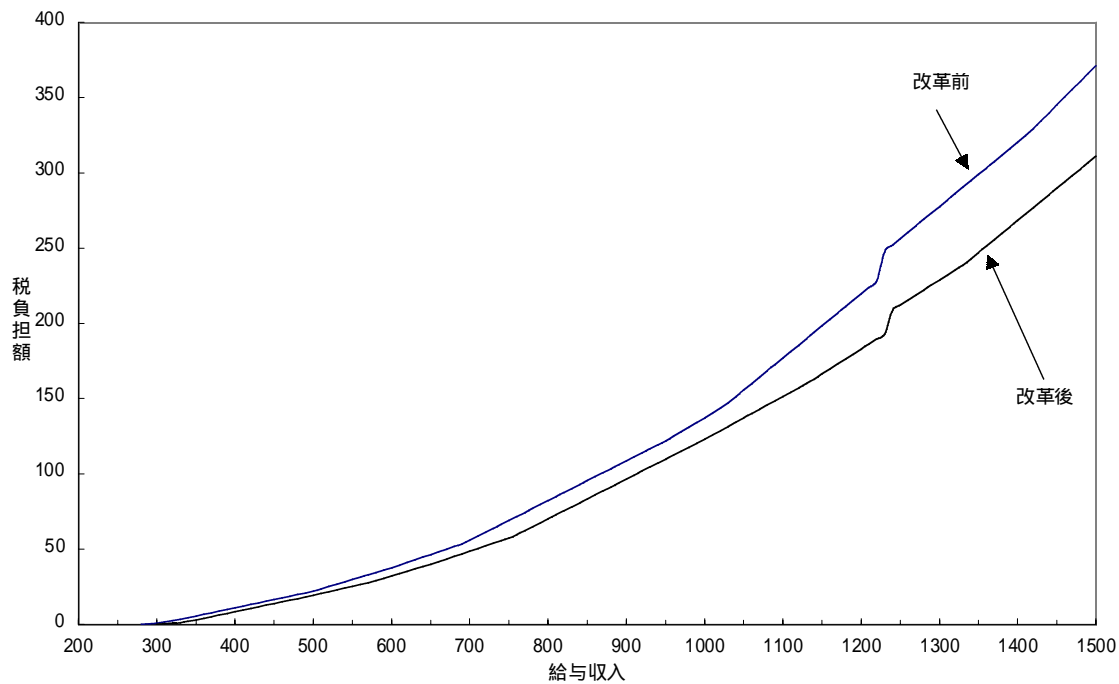
所得分位	改革前	改革後
	9.45 %	9.45 %
	10.95	10.95
	10.95	10.95
	10.95	10.95
	15.61	11.71
	15.61	15.61
	17.61	15.61
	17.61	17.61
	26.40	17.61
	29.08	26.40

出所：橋本恭之『税制改革の応用一般均衡分析』関西大学出版部、87頁

課税最低限の引き上げによる減税

(4) 中堅所得層の税負担の変化

図 5 所得税 + 住民税の税率構造 (標準世帯) : 単位万円



配偶者特別控除

合計所得金額が 1,000 万円（給与収入だと約 1,200 万円）以下の納税者にしか認められていない

図 6 村山税制改革によるライフサイクルの所得税・住民税負担率の変化：1945 年生まれ

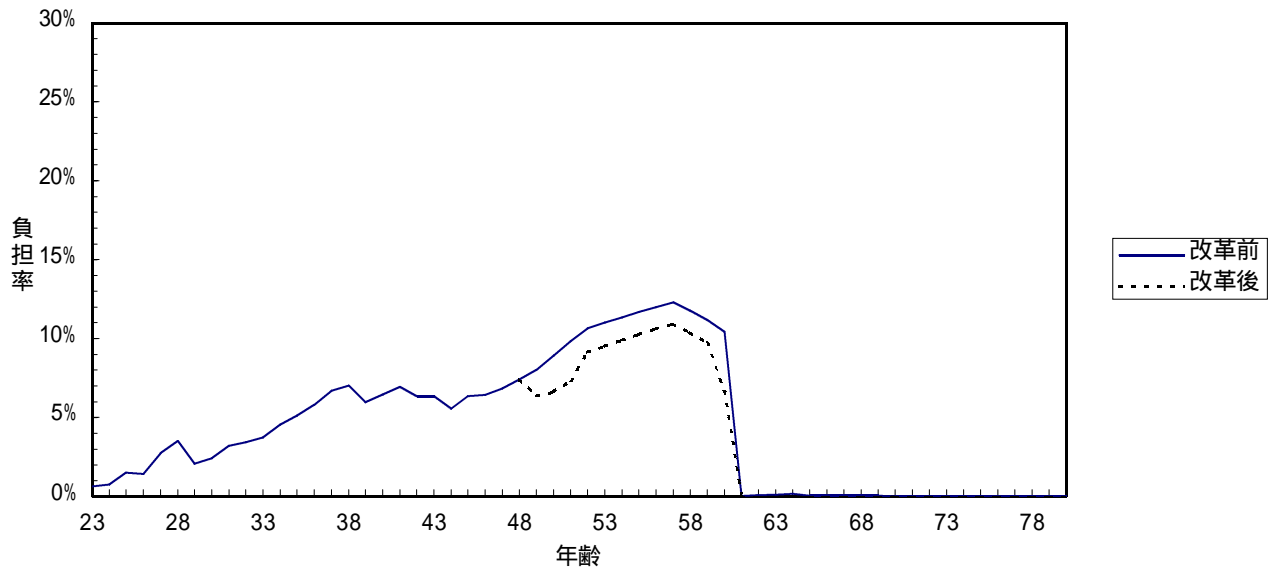
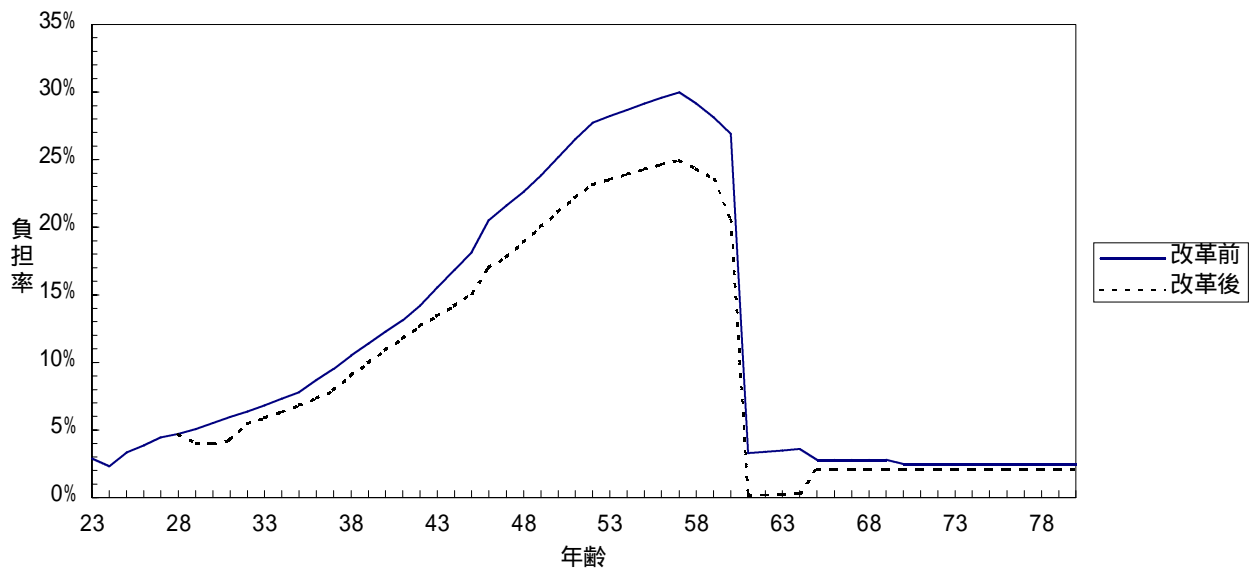


図 7 村山税制改革によるライフサイクルの所得税・住民税負担率の変化：1965 年生まれ



2 所得控除のあり方について

今後の所得税制のあり方

税率表のフラット化、課税ベース拡大（所得控除の見直し）

(1) 所得控除の現状

表4 人的控除の現状

単位：万円

項 目		所 得 税	個人住民税	
基礎的な人的控除	基礎控除	3 8	3 3	
	配偶者控除	控除対象配偶者	3 8	3 3
		老人控除対象配偶者(70歳以上)	4 8	3 8
		同居特別障害者加算	+ 3 5	+ 2 3
	配偶者特別控除		最高3 8	最高3 3
	扶養控除	扶養親族	3 8	3 3
		特定扶養親族(16歳以上23歳未満)	6 3	4 5
		老人扶養親族(70歳以上)	4 8	3 8
		同居老親等加算 同居特別障害者加算	+ 1 0 + 3 5	+ 7 + 2 3
	特別な人的控除	老年者控除(本人)		5 0
障害者控除		障害者(本人、配偶者、扶養親族)	2 7	2 6
		特別障害者(同上)	4 0	3 0
寡婦控除(本人)		寡婦	2 7	2 6
		特定の寡婦加算	+ 8	+ 4
寡夫控除(本人)		2 7	2 6	
勤労学生控除(本人)		2 7	2 6	
白色事業専従者控除	配偶者	8 6	8 6	
	配偶者以外	5 0	5 0	

出所：財務省ホームページ

表 5 その他の所得控除の概要

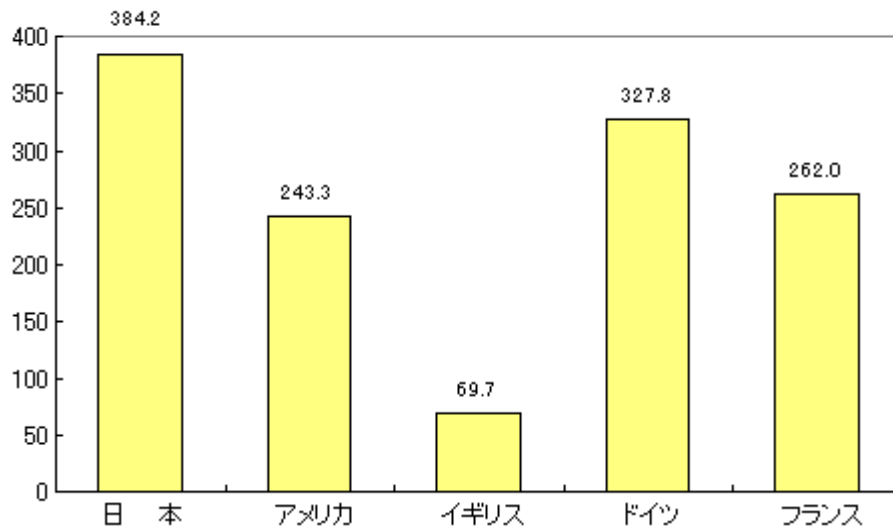
控除の種類	概 要	控 除 額 の 計 算 方 式					
雑損控除	住宅家財等について災害又は盗難若しくは横領による損失を生じた場合又は災害関連支出の金額がある場合に控除	次のいずれか多い方の金額					
		(1)	(災害損失の金額 + 災害関連支出の金額) - 年間所得金額 × 10 %				
		(2)	災害関連支出の金額 - 5 万円				
医療費控除	納税者又は納税者と生計を一にする配偶者その他の親族の医療費を支払った場合に控除	支払った医療費の額	-		次のいずれか低い方の金額 (1) 10 万円 (2) 年間所得金額 × 5 %	=	医療費控除額 (最高限度額 200 万円)
社会保険料控除	社会保険料を支払った場合に控除	支払った社会保険料の額					
小規模企業共済等掛金控除	小規模企業共済掛金及び心身障害者扶養共済掛金を支払った場合に控除	支払った掛金の額					
生命保険料控除	生命保険料及び個人年金保険料を支払った場合に控除	(1)	支払った生命保険料に応じて一定額を控除(最高限度額 5 万円)				
		(2)	支払った個人年金保険料に応じて一定額を控除(最高限度額 5 万円)				
損害保険料控除	損害保険料を支払った場合に控除	支払った損害保険料に応じて一定額を控除(最高限度額 短期 3 千円、長期 1 万 5 千円)					
寄付金控除	特定寄付金を支出した場合に控除	次のいずれか低い方の金額 (1) 特定寄付金の合計額 (2) 年間所得金額 × 25 %	-	1 万円	= 寄付金控除額		

出所：財務省ホームページ

(2) 国際比較

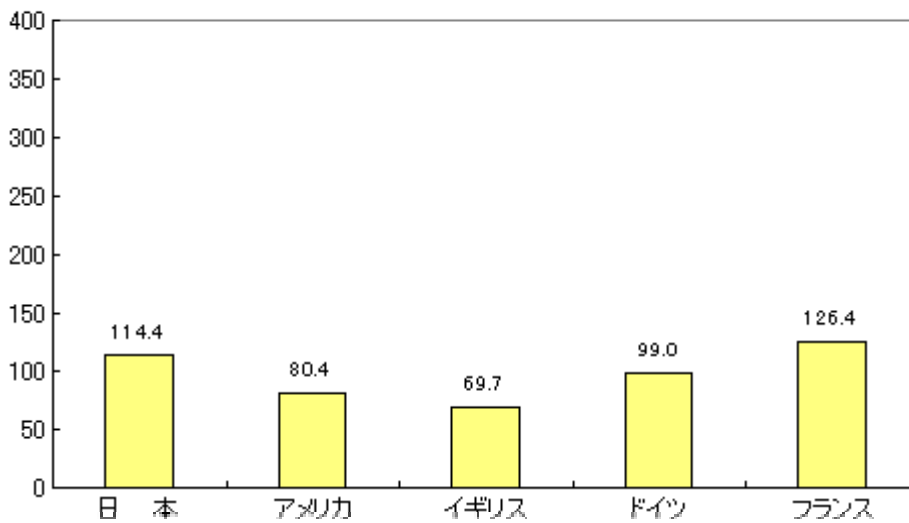
図 8 課税最低限の国際比較

(夫 婦 子 2 人 の 給 与 所 得 者 の 場 合)



	日 本	アメリカ	イギリス(注)	ドイツ	フランス
各国通貨建	3,842千円	22,533ドル	4,385ポンド	66,908マルク	174,713フラン
円 建	3,842千円	2,433千円	697千円	3,278千円	2,620千円

(独 身 の 給 与 所 得 者 の 場 合)



	日 本	イギリス	ドイツ	フランス
各国通貨建	1,144千円	4,385ポンド	20,198マルク	84,323フラン
円 建	1,144千円	697千円	990千円	1,264千円

(注) 1. 日本は、夫婦子 2 人の場合は子のうち 1 人が特定扶養親族に該当するものとしている。

2. アメリカは、夫婦子 1 人の場合はその子を、夫婦子 2 人の場合は子のうち 1 人を 17 歳未満として計算している。

1. 諸外国は平成 13 年 1 月現在の税法に基づく。換算レートは 1 ドル = 108 円、1 ポンド = 159 円、1 マルク = 49 円、

1 フラン = 15 円。

2. イギリスでは、2000 年度に 65 歳未満の者にかかる夫婦者税額控除が廃止され、その代わりに 2001 年 4 月から

児童税額控除が導入される予定 (現行 442 ポンド) であり、現行制度を前提に仮定計算をすると、夫婦子 2 人及び夫婦子 1 人の場合の課税最低限は約 115 万円程度となる。

表 6 生命保険料控除の国際比較

	日 本	アメリカ	イギリス	ド イ ツ	フランス
本人掛金	一般の生命保険料控除 ・ ・ 上限 5 万円 (住民税 3.5 万円) 個人年金保険料控除 ・ ・ ・ 上限 5 万円 (住民税 3.5 万円)	控除なし	控除なし(注 1)	社会保険料、 個人年金の掛金 等と併せて、概 算又は実額によ る一定の所得控 除が認められる。	控除なし(注 2)
保険金					
(1) 年金 給付	拠出相当額を除いて課 税	拠出相当額を 除いて課税	拠出相当額を除 いて課税	拠出相当額を 除いて課税	拠出相当額を除 いて課税
(2) 一時 金給付	拠出相当額を除いて課 税	拠出相当額を 除いて課税	非課税	非課税(注 3)	拠出相当額を除 いて課税

注) 1.イギリスでは、1984年3月31日以前に契約された一定の生命保険については、掛金の軽減措置がある

2.フランスでは、1995年及び1996年の所得に係る税額に応じて定められる期日以前に契約された一定の生命保険に限り控除が認められる。

3.ドイツでは、契約期間が12年以下の保険契約については課税。

出所：財務省ホームページ

表 7 損害保険料控除の国際比較

	日 本	アメリカ	イギリス	ド イ ツ	フランス
本人掛金	短期契約は3千円(住 民税2千円)、長期契約 は1万5千円(住民税 1万円)を限度として 所得控除(損害保険料 控除)	控除なし	控除なし	社会保険料、個人年金の 掛金等と併せて、概算又は 実額による一定の所得控除 が認められる。(注2)	控除なし
保険金					
(1) 損害 保険金	非課税	損害と同額の 給付金について は非課税	非課税(注1)	非課税	非課税
(2) 満期 保険金	保険金から合計拠出 額を控除した額に課税	保険金から合 計拠出額を控除 した額に課税	満期保険金は 存在しないため 問題とならない。	保険金から合計拠出額を 控除した額に課税	満期保険 金は存在し ないため問 題とならな い。

注) 1.イギリスでは、絵画・ヨットのような高額なものが保険の対象となっている場合には、「保険金 - 損害額」に対して、キャピタル・ゲイン税が課税される。

2.ドイツにおいては、原則として動産・建物等の対物にかかる保険に関しては控除されない。

出所：財務省ホームページ

(3) 社会保険料控除について

表 8 年金課税方式の比較

	拠出時	運用時	給付時
包括的所得税	控除せず	運用収益に課税	非課税(貯蓄の取り崩し)
支出税	貯蓄として課税ベースから控除	非課税	課税
行 税 制	公的年金	拠出額全額を社会保険料控除	原則課税 公的年金控除適用
	企業年金 (厚生年金基金)	拠出額全額を社会保険料控除 (事業主負担は損金算入)	厚生年金基金の支給する年金の努力目標となる水準を超える部分の積立金に 法人税 1 % 住民税 0.173%
	個人年金	生命保険料控除 (上限 5 万円)	個人年金提供法人の所得に含めて法人税課税
日本版 401 K (確定拠出型年金制度)	拠出額全額を所得控除	事業主掛金及びその運用益を対象として特別法人税を課税。 個人型加入者掛金及びその運用益を対象として特別法人税を課税。	原則課税 公的年金控除適用

備考)平成 11 年 4 月 1 日から平成 13 年 3 月 31 日までの間に開始する事業年度の退職年金等積立金については、特別法人税を課さないこととされている。

社会保険料控除のあり方は、年金改革にも依存

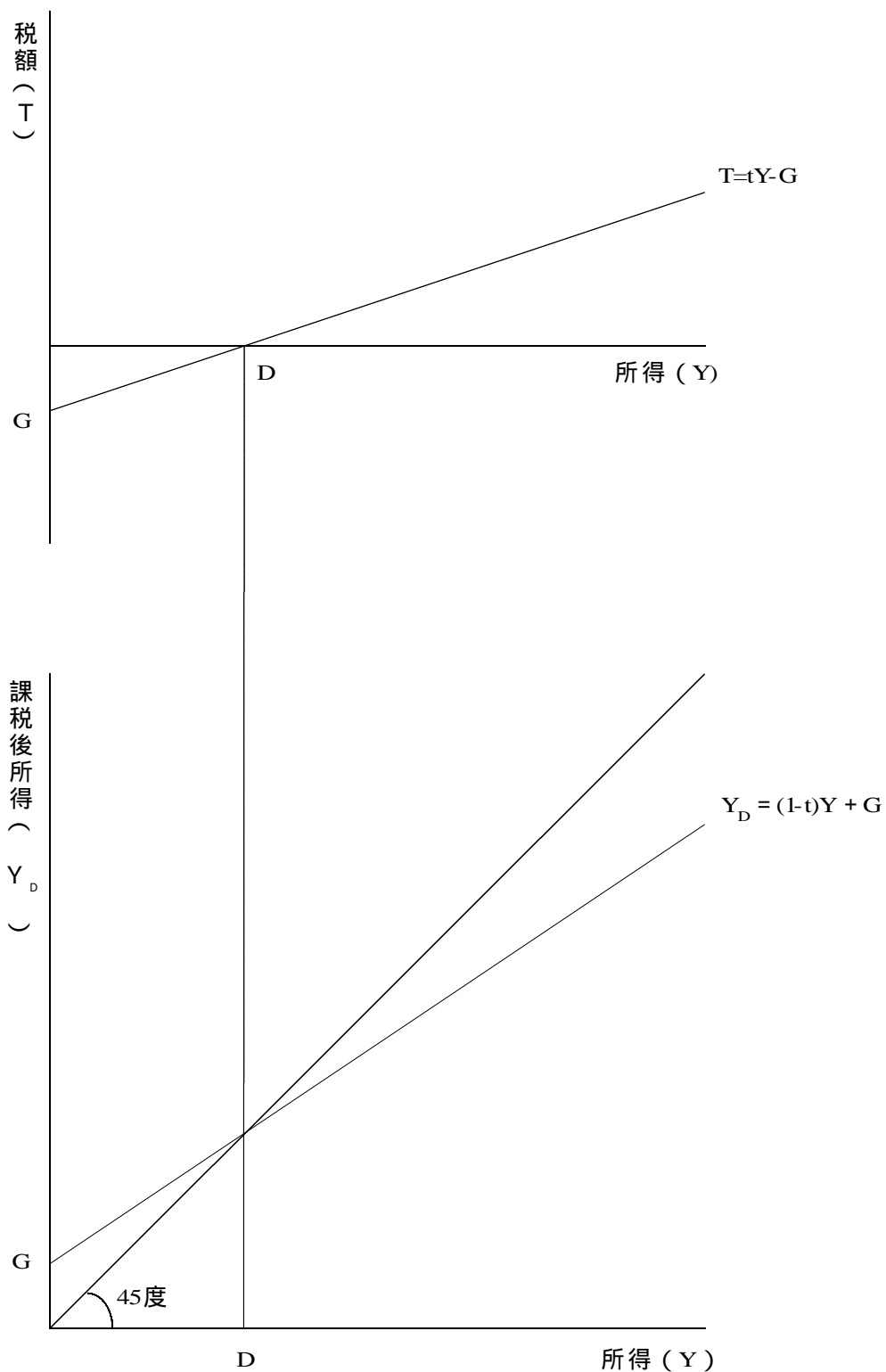
基礎年金部分を税方式(消費税)へ移行:社会保険控除不要

私的年金 生命保険料控除の 2 つの問題点 : 税収ロス、公平性の問題

(4) 税制と社会保障制度の統合

イギリスの税・社会保障制度の改革 フリードマンの負の所得税

図9 負の所得税のアイデア



イギリスの所得税・社会保障制度の改革

- ・ Working families' tax credit (勤労世帯税額控除) の導入

family credit (世帯手当) の代わりに 1999 年 10 月から実施

basic tax credit (基本税額控除) 53.15 ポンドが子供のいる世帯に

子供一人当たり税額控除

11 歳以下 25.60 ポンド、11-15 歳 25.60 ポンド、16-18 歳 26.35 ポンド

1 週間 30 時間以上働いている勤労者 11.25 ポンド追加支給

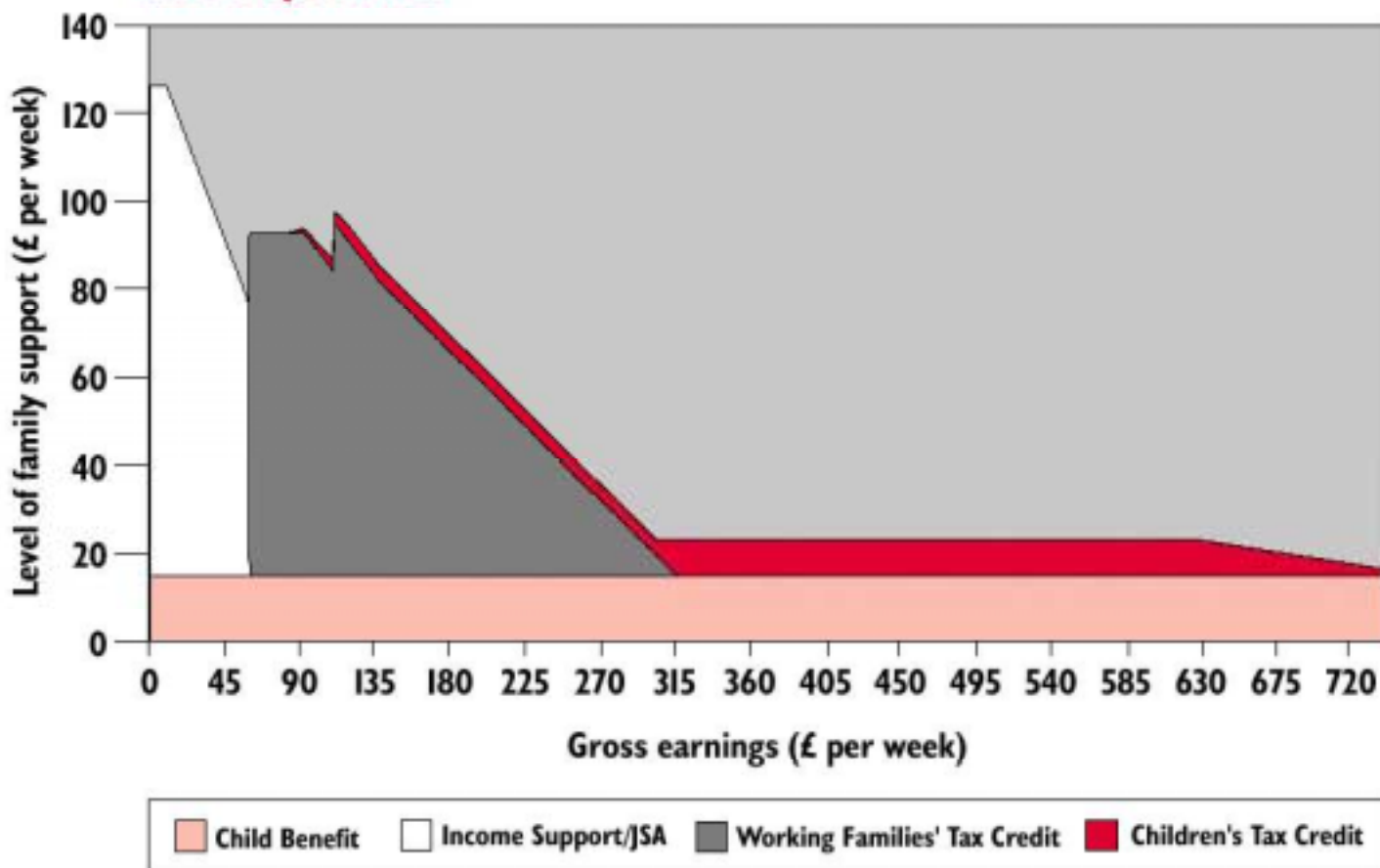
- ・ childcare credit (児童保護手当)

子供一人の場合には、児童保護コストの 70% が支給 (上限が 100 ポンド)

- ・ 勤労世帯税額控除は、純総世帯所得が 1 週間に 91.45 ポンドを超えると 55% の割合で減額

図 10 2001 年 4 月からの世帯に対する財政支援の構造

Chart 2.5: The structure of financial support for families from April 2001



出所 : HM Treasury (1998), The Modernisation of Britain's Tax and Benefit System, Number Six, P13.